

資料 4



デジタル基盤整備と 刑事法も含めた制度の見直しについて

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
パートナー弁護士 落合 孝文

議論の経緯①

・ 令和2年2月21日 第6回成長戦略WG

– 小塚荘一郎教授発表

- 法制度をとりまく環境変化の認識説明
 - モノからサービス
 - 財から情報（民事法から情報法）
 - 法からコード（技術規格）
- 上記環境変化も踏まえ、デジタル時代の法についての指摘
 - 制度的な障害、結論が不明確であることの抑止効果などの新たな法的論点
 - 従来の法制度を新技術に対応して「置き換える」だけでは不十分であり、社会における法の役割を問い直す必要性（「法とは何か？」）

– 議長代理メモ案（デジタル時代の規制改革のあり方について）における現行制度・規制の課題認識

- イノベーションを促進する規制・制度改革（4①）
- イノベーションにより生じる課題に対応する規制・制度改革（4②）

- **令和2年6月22日 第7回規制改革推進会議**
 - 「デジタル時代の規制・制度についての見直し」の意見書の採択を決定
 - 見直しにあたっての視点（意見書4②）は以下のとおり
 - デジタル技術の現実の利活用を促し、**イノベーションを促進**する規制・制度
 - デジタル技術の進歩速度に対応し、**スピード感・柔軟性**のある規制・制度
 - 人口減少・高齢化社会を踏まえ、人口増加を前提としてきた規制・制度の見直し
 - **新技術の導入に伴う新たな課題**には適切に対応
 - 経済社会の**グローバル化を踏まえ、国際競争に耐えうる**規制・制度
- **上記決定に関連する規制改革推進会議が推進した施策例**
 - 法務省・総務省・経済産業省の3省による**電子署名法Q&A**（令和2年7月17日及び9月4日）発出に向けた活動
 - **就労証明書に関して**押印を省略した場合又は電子的に提出した場合の**犯罪の成立についての整理**（令和2年9月14日）
 - 押印・書面に係る制度を見直すため、**デジタル社会形成関係法律整備法の中で、48法律を一括改正**

令和2年10月12日 第1回成長戦略WG

- 日本組織内弁護士協会の「紙という技術・手法を用いた規制・制度から**技術中立性への見直し**」の発表
- **提言5 「刑事罰の再検討」**

これまでの議論に関する私的見解

- スピード感が求められるコロナ対応により、「**書面、対面、押印規制の見直し**」のスローガンの下、**既存の規制・制度のうち電子化を阻害するものについて見直し**を実施
- 刑事法の解釈を整理する活動もあったが、全般として、あるべき制度の議論までは立ち入っていないが、一方で、刑事法も含む根本的な制度枠組みの整備が求められることも明らか
- 成長戦略WGでは、電子化のための対処が一段落したこと（一の矢）を踏まえ、二の矢として、**より積極的に成長の基盤となる制度・規制を新たに創設していくための議論を起すことが必要ではないか**

刑事法に関する議論の視点①

・ 戦略的、体系的な刑事法の整備の必要性

- 社会制度のアーキテクチャにおいて、**刑事罰が担保する範囲の検証**が必要であり、以下の役割分担が必要。この際には、**企業側の自主努力が促されるような刑罰法規の構成要件等の設計も重要**
 1. 刑事罰が担保する範囲
 2. その他の政策（民事法、行政規制、経済的インセンティブの付与等）
 3. 企業活動、民間での（共同）自主規制等
- これまでは対症療法的に刑事法の整備がなされてきたが、**戦略的、体系的な整備を検討する事が重要と思われる**
 - **(例1) 不正アクセス行為によるクレジットカード番号取得の場合**
 - 不正アクセス禁止法3条違反は懲役3年、罰金100万円以下（同法11条）
 - 不正アクセス行為によるクレジットカード番号の不正取得は懲役3年以下、罰金50万円以下（割賦販売法49条の2第1項、2項）
 - **不正アクセスという手段の実行以上に、クレジットカード番号の不正取得の方がより重要と思われるが、法定刑が整合していない**
 - **(例2) 不正アクセス等に対するサイバー攻撃への対応の見直し**
 - リレーアタックで自動走行車に攻撃するような場合に刑事罰適用も見据え、**不正アクセス禁止法の構成要件自体の整理**
 - 不正アクセスの上で、**(デジタル) インフラを攻撃**するような場合に、その**結果を踏まえたより重い処罰**が担保されるべき（手段、結果の処罰を体系を整備）
- 刑事法の検討にあたっては、**罪刑法定主義（憲法31条）等の憲法上の規定**が議論の前提となる。構成要件の明確性等の観点で法技術的に工夫が難しい論点が多いことの考慮も必要

検討項目例

・ 刑事法の規定の整備のあり方に関する議論の実施

- 例えば、不正指令電磁的記録保管罪（刑法168条の3）に関し、立法段階での構成要件が広範との指摘（一般社団法人情報処理学会セキュリティ委員会2011年6月意見等）や、その後Coinhive事件等を経て萎縮効果も議論されるところであり、以下の視点での検討も実施することが望ましいように思われる
 - 犯罪の構成要件等の設定にあたり、**技術的な意見・考察を反映できる枠組の整備**
 - 犯罪の構成要件等の**継続的な見直し**の機会の確保
 - **個別具体的な事案における実質的違法性阻却の積極的な適用**を図る余地の検証

・ 今後の議論対象になりうるその他の論点の例

- 認証技術の悪用や、本人確認にあたってのスマホ等のデバイスの保護（不正アクセス防止法、携帯電話不正利用防止法等）
- 自動運転車を含む、人工知能等を搭載したシステム・物の誤動作惹起の攻撃への対応（不正指令電磁的記録作成等罪、電子計算機損壊等業務妨害罪、往来危険罪等）
- IoT機器等が収集する生データの保護（不正競争防止法等刑事法での機密性確保）
- デジタル通貨、決済における基本的な法制度の整備（通貨偽造罪等）

表5.3.2 | 近代刑事法とSociety5.0における制裁法の相違のイメージ

	近代刑事法	Society5.0時代の制裁法
制裁目的	予防・応報	改善・リスクマネジメント
制裁対象	個人	製品・企業
制裁根拠	法益侵害	社会的価値実現への非協力
法益侵害の予見可能性	必要	不要
制裁規範	刑事法	各種法 + 訴追ガイドライン
法執行主体	国家	協働
制度	静態的	動態的

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
〒100-0011
東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル (受付: 16階)
WEB: www.aplaw.jp

パートナー／弁護士 落合孝文
E-Mail: takafumi.ochiai@aplaw.jp
(第二東京弁護士会所属)

